

虐待の防止のための措置について

佐賀県立地域生活リハビリセンター

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

虐待に関する相談窓口 (地域生活リハビリセンターご利用相談窓口)

窓口担当者 地域生活リハビリセンター 副所長

ご利用時間 営業時間内

電話番号 0952-97-7402

F A X 0952-30-0911